

平成十六年総務省告示第三百号（独立行政法人通則法第四十七条第一号の規定に基づき独立行政法人情報通信研究機構に係る総務大臣の指定する有価証券を定める件）の一部を改正する告示 新旧対照条文

○平成十六年総務省告示第三百号（独立行政法人通則法第四十七条第一号の規定に基づき独立行政法人情報通信研究機構に係る総務大臣の指定する有価証券を定める件）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一 一般勘定</p> <p>イ 特別の法律により法人の発行する債券 ロ 社債</p> <p>二 基盤技術研究促進勘定</p> <p>イ 特別の法律により法人の発行する債券 ロ 社債</p> <p>ハ 外国政府、外国の地方公共団体、国際機関及び外国の特別の法令により設立された外国法人の発行する債券であつて、本邦において募集され、かつ、本邦通貨をもつて表示されるもの</p>	<p>一 一般勘定（衛星放送受信対策基金を除く。）、通信・放送承継勘定及び衛星管制債務償還勘定</p> <p>イ 特別の法律により法人の発行する債券 ロ 社債</p> <p>二 基盤技術研究促進勘定</p> <p>イ 特別の法律により法人の発行する債券 ロ 社債</p> <p>ハ 外国政府、外国の地方公共団体、国際機関及び外国の特別の法令により設立された外国法人の発行する債券であつて、本邦において募集され、かつ、本邦通貨をもつて表示されるもの</p>